

河川法における河川整備計画の位置づけ

河川整備基本方針

河川法第16条

記載内容 長期的な基本方針

- 基本高水流量
- 計画高水流量等

◎ 一級河川は国交省が策定
淀川水系の基本方針はH19.8策定済

河川整備計画

河川法第16条の2

記載内容 今後20～30年間の具体的な整備内容

- 河川整備の目標
- 河川工事、河川の維持の内容

◎ 国管理区間は国交省が策定
淀川水系の整備計画はH21.3策定済

※京都府内の淀川水系の国直轄管理河川
…宇治川本川、木津川本川、
桂川本川の嵐山より下流等

国の河川整備計画を踏まえ

◎ 府管理区間は府が策定
木津川圏域・桂川下流圏域・桂川上流圏域・
宇治川圏域の4圏域について本検討委員会で
検討し策定



河川工事、河川の維持

河川整備計画策定の流れ

河川管理者（京都府）

河川整備計画原案

意見

意見

河川整備計画
計画案の作成

意見

河川整備計画
の決定

河川整備計画検討委員会

【河川法第16条の2第3項】
河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

※ 通達により「学識経験を有する者」の中には、文化財に関する学識経験者、環境に関する経験を有する者が含まれる。

住民意見の反映

【河川法第16条の2第4項】
河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

地方公共団体の長

【河川法第16条の2第5項】
河川管理者は、河川整備計画の案を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

河川整備計画検討委員会の進め方（案）について

淀川水系（鴨川及びその支川を除く）の府管理河川を、木津川圏域・桂川下流圏域・桂川上流圏域・宇治川圏域の4圏域に分割し、その策定に向け検討を進める。

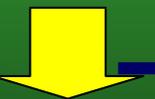
初回検討委員会

- ・ 圏域の概要



2回目以降の検討委員会

- ・ 現地調査
- ・ 圏域の現状と課題
- ・ 河川整備の目標や基本的な考え方について
- ・ パブリックコメントに諮る河川整備計画の文案について



最終の検討委員会

- ・ 河川整備計画案について

原案の縦覧
住民意見の聴取

京都府域における河川整備計画に係る圏域設定

ふくだがわ
福田川水系 (H18.12策定)

かわかみだにがわ
川上谷川水系
(H20.8策定)

の다가わ
野田川水系
(H20.8策定)

おおてがわ
大手川水系 (H18.8策定(変更))

由良川水系・二級水系
河川整備計画検討委員会
(H17.11月～)

二級水系	
府	89 河川
野田川、川上谷川等	

由良川上流圏域	
府	41 河川
畑川等	

桂川上流圏域	
府	56 河川
国	15 河川
桂川等	

由良川下流圏域	
府	84 河川
国	2 河川
宮川等	

鴨川河川整備計画検討委員会
(H20.6月～H21.3月)

鴨川	
府	10 河川
鴨川、高野川等	

木津川・桂川・宇治川圏域
河川整備計画検討委員会
(今回設置)

宇治川圏域	
府	33 河川
国	6 河川
古川等	

- 凡 例
- 国管理河川
 - 府管理河川
 - 策定済み河川
 - 圏域の代表河川

桂川下流圏域	
府	15 河川
国	1 河川
小泉川等	

木津川圏域	
府	47 河川
国	2 河川
防賀川等	

河川整備計画に記述する事項

圏域及び河川の概要



- ・ 圏域の特性（気象、地質、動植物、水質、歴史、文化等）

河川整備の現状と課題



- ・ 治水の現状と課題（災害実績と現況河川の状況）
- ・ 利水・河川環境の現状と課題

河川整備計画の目標に関する事項



- ・ 治水対策の目標
- ・ 河川利用のあり方
- ・ 河川環境の整備保全のあり方

区間と期間を記載

概ね30年間

圏域内の一級河川の
府管理区間

河川の整備の実施に関する事項

- ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所
- ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所